

現行計画	見直し案	備 考
第1部 基本構想		
第1章 計画策定にあたって	第1章 計画策定にあたって	
1. 計画策定の趣旨と目的	1. 計画策定の趣旨と目的	第1次総合計画が抱えている課題と原因を整理。
<p>『人権と環境を土台に、生きる意味が実感できる社会づくり』を基本理念として平成16年10月1日に誕生した野洲市は、めざすべきまちの将来像『豊かな自然と歴史に彩られ 人が奏でる ほほえみ・ときめきのまち』の具現化に向かって、すでに2年余りの歩みを進めてきました。</p> <p>この間、野洲市が新市建設の基本計画としてきた「新市まちづくり計画」は、合併前、住民5,000人を対象に実施されたアンケート調査の結果や、住民活動を行う方々などにより組織された「新市まちづくり住民懇談会（ほほえみ・ときめきの会）」からの提言、さらに7回にわたるタウンミーティングでの議論の内容に基づいて、合併後10年を目標に据えて策定されたものです。</p> <p>このたび、地方自治法の規定により策定する「第1次野洲市総合計画」は、この「新市まちづくり計画」の内容とその根拠となっている市民のみなさんの課題認識や意向を基本として、これから野洲市に必要な政策・施策を明確にするものであると同時に、今後さらに厳しさを増す地方行政を取り巻く現状を踏まえるうえで必要な経営的視点を加味して、そのマネジメント手法の確立を図ろうとするものです。</p>	<p>平成16年10月1日に誕生した野洲市は、平成19年3月に「第1次野洲市総合計画」を策定し、その実現に向けての取り組みを進めてきました。</p> <p>しかし、現行の計画では、現状に対する認識や、めざすべき将来像の具体化が十分ではなく、市民が安心して豊かに暮らせるまちにするための道筋を、市民の皆さんと共有できていませんでした。</p> <p>その結果、急激な社会経済情勢の変化などに対応しきれず、多くの課題が生じていました。</p> <p>また、地方分権の大きなうねりのなかで、これからは地域のことは地域が責任をもって決めていくことが求められ、市民や市にとっての総合計画の位置づけもますます重要になってくると思われます。</p> <p>そこで、こういった反省に基づき、現状を再認識しながら、計画全体の再構築を図ることにしました。</p> <p>そして、厳しい社会情勢の中でからの野洲市に真に必要な政策・施策を明確にし、市民の皆さんと共有できる夢と実行力のある計画にまとめて、野洲市の元気と安心をめざそうとするものです。</p>	
2. 計画の構成と期間	2. 計画の構成と期間	構成は、従来の基本構想に適宜施策提案を織り込む形を検討していく。これまでの基本計画からすると、具体的な事業を提示するものではなく、客観的にめざすべき方向を示す（実行性の高い）施策の提案となる。
～計画の構成と期間～ <p>この計画は、基本構想および基本計画で構成します。</p> <p>基本構想は、野洲市の「将来都市像」、「まちづくりの基本理念」および「まちづくりの基本目標」等を定めるものです。基本構想の期間は、平成19年度を初年度とし、中長期的な展望を踏まえるとともに広域的な整合性も視野に入れ、平成32年度を目標年度とする14か年とします。</p> <p>基本計画は、基本構想で示された「将来都市像」および「まちづくりの基本目標」等の実現を図るために施策を体系的に示すとともに、その</p>	～計画の構成と期間～ <p>この計画は、将来のまちのあるべき姿である基本構想を中心に、構想実現の手法としての施策提案を織り交ぜて構成します。</p> <p>計画の期間は、平成24年度を初年度とし、中長期的な展望を踏まえ、平成32年度を目標年度とする9か年とします。</p>	計画期間については、現行計画を否定するのではなく、あくまでも時代の変化に合わせて柔軟に見直すとの姿勢から、最終目標年次は変えない。

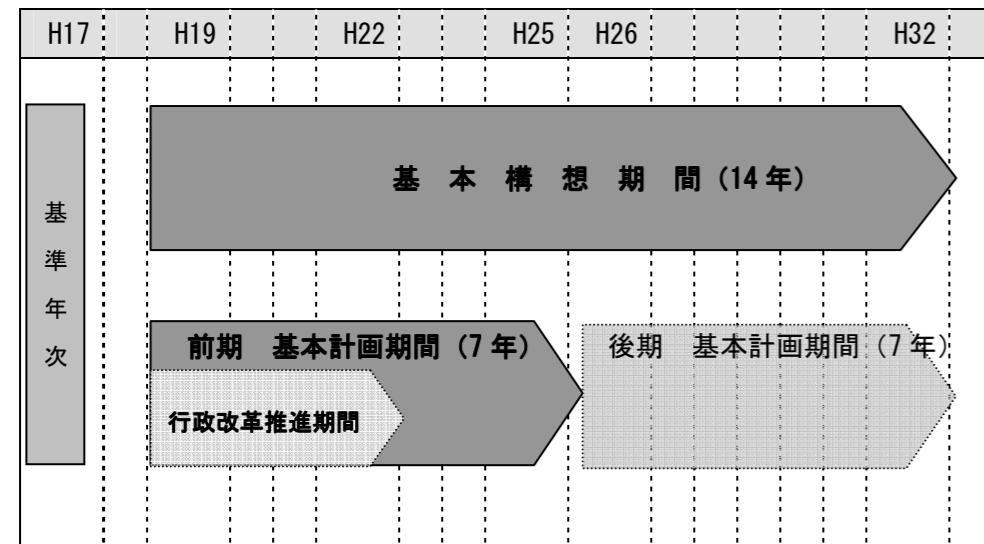
内容を明らかにした市政の基本的な計画であり、計画期間を前期および後期に分け、前期基本計画の計画期間は、平成19年度から平成25年度までの7か年とします。

なお、基本計画に定められた施策を効率的に実施するために、必要な事業を明らかにした具体的な計画として、実施計画を別に策定します。

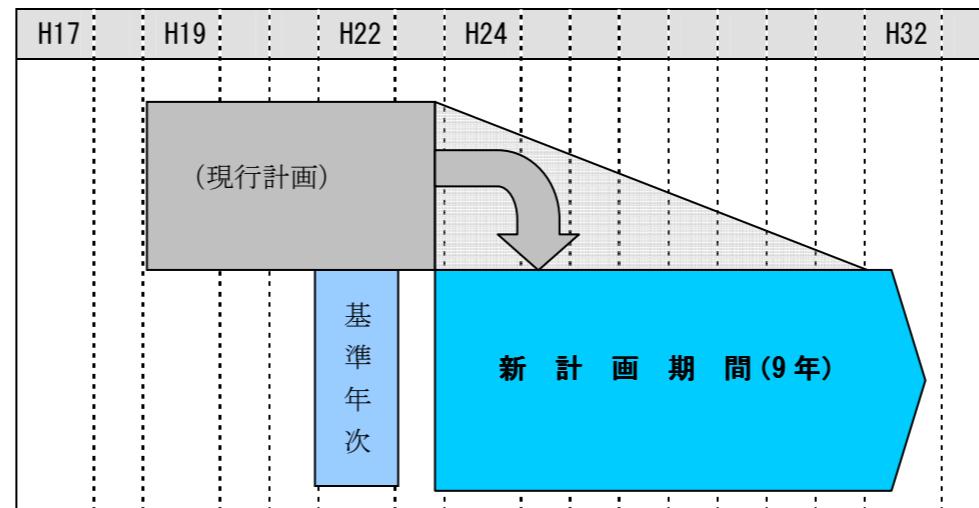
～行政改革の推進期間～

総合計画の目的達成のためには、現在の野洲市がおかれている極めて厳しい財政状況を踏まえ対策を講じることがまず必要であり、「前期基本計画期間」の中に「行政改革推進期間」を位置づけ、財政の健全化に集中して取り組むものとします。

■見直し総合計画の計画期間



■見直し総合計画の計画期間



現行計画の後期期間ではなく、現行計画をベースにしながらも、全面的な見直しとする。ただし、現行計画の全面否定ではなく、新計画に移行していく継続的な接点をイメージとして導入。

3. 各個別計画との関係

現在、市政の各分野においても、それぞれの行政課題に応じて、めざすべき方向や事業体系を示し、事業の系統的計画的な実施を図るために基本方針や基本計画などが策定されています。

これらの計画は、法令上の位置づけや策定の趣旨の違いなどにより、計画の期間や表現などはさまざまですが、総合計画では、各個別計画は総合計画の内容を各分野において補完し具体化していくものとして位置づけ、緊密な調整を図ることとします。

3. 各個別計画との関係

総合計画に定められた施策の実現を目指し、総合計画との整合を図りながら各分野において基本計画を定めていきます。

また、時代の変化に即して柔軟に対応しながら、それぞれの実施計画を定めていくものとします。

具体的な事業提案については、各分野の基本計画や実施計画の中で位置づけていく。

現行計画	見直し案	備考
第2章 野洲市を取り巻く社会的背景	第2章 野洲市を取り巻く社会的背景	
1. 少子化・高齢化、人口減少の時代	1. 少子化・高齢化の時代 ・・・ そして人口減少に潜む課題 ・・・ わが国は近年、急速に少子化と高齢化が進み、その結果、総人口は減少の傾向に転じています。 そして、少子化と高齢化に伴う就労人口の減少は、産業構造や雇用システム、社会保障制度、教育や基盤整備のあり方など、社会システム全体の見直しを余儀なくしています。 少子化の進行を少しでも和らげ、将来の健全な年齢構成をめざす取り組みも大切ですが、一方では、目前の現実のなかで一人ひとりが、安心して生きがいをもって生活できるよう、人口減少社会に対応した施策の構築に向けて取り組む必要があります。	文言の整理。 人口の健全な年齢構成の大切さを加筆。
2. 価値観・生活様式の多様化と変化の時代	2. 生活様式の多様化と変化の時代 ・・・ 人と人とのつながりが希薄な社会にならないために ・・・ 日本社会は成熟期を迎え、人々の志向や生活様式は、多様化とともに常に変化しています。そのため、個人が尊重され、自己実現に向けた活動に力点を置く人が増加する傾向にあります。 その一方で、規範意識の低下や、人の命の重さに対する認識が問われるような事故や事件が数多く発生するなど、家族のつながりや地域のつながりの希薄化が問題視されており、その必要性が見直されようとしています。	文言の整理。 流行語はできるだけ削除。 多様な生活様式の中で、個々人の尊重と、社会のつながりの希薄化といった相反する現状を集約。
3. 地球環境を守り、自然と共生する時代	3. 地球環境を守り、自然と共生する時代 ・・・ 取り返しがつかない浪費の代償とは？ ・・・ 生活様式の多様化や利便性を追求するあまり、温暖化や資源の枯渇といった地球規模での環境問題が顕在化しています。 自然環境への負荷を減らすため、従来の大量生産・大量消費・大量廃	文言の整理 「京都議定書」は、具体的すぎると、話題としては古くなっているので、「地球環境の保全」とい

<p>温暖化防止の国際的な取り組みとして、「京都議定書」が発効し、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を1990年に比べて6%削減することが義務づけられました。この目標を達成するために、すべての温室効果ガスの排出抑制の取り組みが求められているほか、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会・経済活動や生活スタイルを見直し、自然環境への負荷の少ない、循環型社会の実現をめざす必要があります。</p> <p>また、かけがえのない自然を次世代に引き継ぐために、市民一人ひとりが日常生活において自然との共生の考え方を持ち、保全に努めることが責務となっています。</p>	<p>棄といった社会・経済活動や生活スタイルを見直し、持続可能な資源の循環をめざす必要があります。</p> <p>また、かけがえのない自然を次世代に引き継ぐために、一人ひとりが自然との共生の考え方を持ち、保全に努めることが責務となっています。</p>	<p>う普遍的なテーマに集約。</p>
<p>4. 地方の自立と協働の時代</p> <p>市民ニーズの多様化・高度化を受けて、市民に最も近い行政機関である市町村の役割はさらに拡大しています。こうしたなか、国において進められている三位一体の改革により、適正な税源移譲を前提とした地方分権の推進が求められているほか、市民の視線に立った政策を自己責任のもとで立案し推進する政策自治体への転換を図ることが必要になっています。</p> <p>しかしながら、今後、税収をはじめ、十分な収入の確保が期待できないなか、地方の行財政運営はますます厳しくなるものと見込まれており、行財政運営のさらなる効率化を進める必要があります。</p> <p>また、公的サービスの担い手として、NPOなどの団体や地域における市民活動が社会・経済システムのなかで果たすべき役割は、なお一層大きくなっています。「協働」によるまちづくりが必要です。</p>	<p>4. 地方の自立と協働の時代</p> <p>・・・ 地方分権と市民や地域の自立 ・・・</p> <p>市民ニーズの多様化・高度化を受けて、市民に最も近い自治体の役割は重要性を増しています。これまでの国主導の行政から地域主導の行政へと地方分権が推進され、市民の視線に立った政策を自己責任のもとで立案し推進することへの転換が図られています。</p> <p>一方では、世界的な経済危機のなかで、地方の行財政運営はますます厳しさを増しており、さらなる効率化が求められています。</p> <p>また、公的サービスの担い手として、団体や地域における市民活動が社会・経済システムのなかで果たすべき役割は、一層大きくなっています。「協働」によるまちづくりが重要です。</p>	<p>文言の整理</p>
<p>5. 安全と安心が求められる時代</p> <p>全国各地で震災や水害など、大規模な自然災害が相次いでおり、地域の防災対策の強化が求められています。</p> <p>また、子どもを対象とした凶悪な犯罪が多発しており、その対策の強化が求められているほか、高齢者等を対象とした犯罪の防止や食の安全の確保など、日常生活をおくるうえでの安全対策についても市民の関心が高まっています。</p> <p>さらに、新たな局面として、テロなど市民を無差別に狙う残虐な行為への対策が必要となっています。</p>	<p>5. 安全と安心が求められる時代</p> <p>・・・ 身近に潜むさまざまな危険 ・・・</p> <p>全国各地で震災や水害など、過去の想定を超える大規模な自然災害が相次いでおり、地域の防災対策の強化が求められています。</p> <p>また、子どもを対象とした凶悪な犯罪が多発しており、その対策の強化が求められているほか、高齢者等を対象とした犯罪の防止や食の安全の確保など、日常生活のいろんな場面での安全対策について、市民の関心が高まっています。</p>	<p>文言の整理</p> <p>テロについては、他の課題に対して、地方自治の枠を超えた突出した課題のイメージがあるので、「日常生活のいろんな場面での安全対策」として集約。</p>

<p>6. 情報ネットワーク化の時代</p> <p>インターネットの普及は、経済活動から日常生活に至るまで、社会システム全体を大きく変革させてきました。</p> <p>日常生活の面では、距離的・時間的制約が解消され、住み、働き、学ぶ場の選択肢の拡大が進んでいるほか、情報化の進展による福祉・教育・行政などの各分野での活用が、今後ますます進むものと予想されています。</p> <p>また、こうした利便性の向上を支える技術とネットワークの環境は、めまぐるしいスピードで発展し続けており、多面的に活用されることが求められています。</p> <p>一方で、無秩序な情報の氾濫は、青少年の育成に悪影響を与えたり、プライバシーの侵害や差別、犯罪につながったりするなど、人々の生活に少なからぬ負の影響をもたらしていることも事実であると考えられます。</p>	<p>6. 情報ネットワーク化の時代</p> <p>・・・ 便利さの中に隠れた問題 ・・・</p> <p>インターネットの普及は、社会のシステム全体を大きく変革させてきました。</p> <p>情報化の進展と距離的・時間的制約の解消により、さまざまな場面で選択肢の拡大が進み、社会の各分野での活用が進んでいます。</p> <p>こうした利便性の向上を支える技術とネットワークの環境は、めまぐるしいスピードで発展し続けており、これからも多面的に活用されることが予測されます。</p> <p>しかし一方で、無秩序な情報の氾濫は、青少年の育成に悪影響を与えたり、プライバシーの侵害や差別、犯罪につながったりするなど、社会に少なからぬ負の影響をもたらしていることも、現実問題として認識する必要があります。</p>	<p>文言の整理</p> <p>インターネットの利便性と危険性といった観点で集約。</p>
<p>7. 産業を取り巻く環境変化の時代</p> <p>わが国の経済は、規制緩和の推進やボーダーレス化の進展などに伴って新たな動きが活発になっており、産業を取り巻く環境は大きく変化してきています。</p> <p>消費者ニーズがますます多様化・高度化するなかで、付加価値の高い produktyや新製品を研究・開発し生産する産業システムの革新は、農業を含むあらゆる分野で図られつつあります。</p> <p>また、情報ネットワークの進展を背景に、従来では実現が難しかった細やかなニーズに対応することが可能になり、新たな起業形態や新しい産業の創出も進んでいます。</p> <p>さらに、社会状況の変化に対応して、高齢化や環境問題等への適切な対応が必要となっています。</p>	<p>7. 産業を取り巻く環境変化の時代</p> <p>・・・ 発想の転換と速やかな環境変化への対応 ・・・</p> <p>規制緩和の推進やグローバル化の進展などに伴って、わが国の産業を取り巻く環境は大きく変化してきています。</p> <p>消費者ニーズが多様化・高度化するなかで、これまでの常識にとらわれない発想の転換により、付加価値の高い produktyや新製品を研究・開発・生産する産業システムの革新が、多くの分野で図られています。</p> <p>また、情報ネットワークの進展を背景に、細やかなニーズに対応した新たな起業形態や新しい産業の創出も進んでいます。</p>	<p>文言の整理。</p>

現行計画	見直し案	備 考
第3章 野洲市の特性	第3章 野洲市の現状と課題 1. 地域の特性	現行の3章と4章を一つにまとめる。 見出しの整理。
1. 沿革・地勢 ～豊かな自然・歴史文化にはぐくまれ、高い交通利便性を有しているまち～ 野洲市は、滋賀県の南西部に位置し、西は守山市・栗東市、南は湖南市、東は竜王町、北は近江八幡市と接する面積 61.45k m ² のまちです。 本地域には、日本最大の湖である琵琶湖、近江富士と呼ばれる美しい三上山や緑豊かな里山、まちにうるおいを与えてくれる野洲川などの貴重な自然があり、温暖な気候と四季の美しさに心和む、すばらしい環境を有しています。 市の郊外には、野洲川の恵みにより形成された肥沃な土地に豊かな田園が広がり、良好な環境の住宅地の中に温かいコミュニティが形成されています。また、希望ヶ丘文化公園や琵琶湖岸のレクリエーション施設などには、市外から多くの人が訪れています。 また、銅鐸や古墳など悠久の歴史遺産を有するほか、国宝御上神社や兵主大社、錦織寺をはじめとする神社仏閣も数多く存在し、貴重な無形文化財もあります。これらのすべては、野洲市の魅力を高めるすばらしい地域資源であるとともに、後世に引き継ぐべき大切な財産として、市民に親しまれています。 さらに、旧中山道や旧朝鮮人街道などに代表されるように、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史のある地域であり、今日においても、JR東海道本線と国道8号が横断し、名神高速道路のインターチェンジへのアクセスも良好であるなど、交通利便性の高いまちです。	(1) 沿革と地勢 豊かな自然と歴史文化にはぐくまれ、 潜在的な可能性を有しているまち ～脈々と受け継がれるものづくりの精神～ 野洲市は、滋賀県の南西部に位置する面積 80.15k m ² のまちです。 市域は、日本最大の湖である琵琶湖に面し、近江富士と呼ばれる美しい三上山や、まちにうるおいを与えてくれる野洲川などに代表される豊富な自然に恵まれ、温暖な気候と四季の美しさに心和む、すばらしい環境を有しています。 市の郊外には豊かな田園が広がるとともに、良好な環境の住宅地が形成されており、また湖岸や山沿いの自然環境を活かしたレクリエーション施設などには、市外から多くの人が訪れています。 一方で歴史を紐解くと、弥生時代の最先端技術を駆使した銅鐸が日本最大のものを含めて多数出土し、続く時代には多くの古墳が築かれ、当時勾玉を加工していた工房の跡が見つかるなど、古くから文化や技術の交流が活発に行われ、後の時代には中仙道や朝鮮人街道といった街道が整備されるなど、交通の要衝としても栄えたことがうかがわれます。今日のIT産業へつながるものづくりのまちとして、また情報が行き交うまちとして、脈々と受け継がれた潜在的な可能性を秘めたまちです。 他にも多くの歴史遺産や文化財を有しており、これらのすべては野洲市の魅力を高めるすばらしい地域資源であるとともに、後世に引き継ぐべき大切な財産として、市民に親しまれています。	面積を最新データ（湖面含む確定面積）に変更。 歴史観の視点に、現代の最先端ものづくりとの接点を持たせた。
2. 人口・世帯 ～全国的な人口減少化のなかでも成長を持続しているまち～ 野洲市は、大津、京都、大阪の通勤圏として人口が増加してきたまちです。平成17年の国勢調査に基づく人口は49,486人、5年前からの増加率は2.4%で、県平均の2.8%を下回ったものの、県内市町別の順位では第10位と依然高く、昭和55年以降全国の平均を大きく上回	(2) 人口と世帯 全国的な人口減少傾向のなかで転換期にあるまち ～変革の時代・・・成長から持続可能へ～ 野洲市は、大都市の通勤圏としてこれまで人口が急増してきたまちです。しかし平成22年の国勢調査速報値に基づく人口は49,879人、5年前からの増加率は0.8%で、僅かに増加したとはいえ、県平	最新の状況に置き換え。

<p>る増加を続けています。</p> <p>年齢構造は、年少人口（0～14歳）割合、生産年齢人口（15～64歳）割合ともに、県や全国平均よりも大きく、老人人口（65歳以上）割合は小さい状況ですが、高齢化率は16.9%（平成17年国勢調査）となっており、すでに「高齢社会」となっています。</p> <p>また、世帯数は16,580世帯で、5年前からの増加率は9.3%と人口増加率を上回っており、核家族化の進展や単身世帯の増加がうかがえます。</p>	<p>均の2.2%や、平成17年国勢調査時の2.4%に比べると増加率は大幅に減っています。全国平均の0.2%は上回っているものの、近い将来人口は減少に転じるものと思われます。</p> <p>高齢化率は、全国平均より若干低く推移をしていますが、2020年頃には約25%に達する見込みです。</p> <p>また、世帯数は17,454世帯で、5年前からの増加率は5.2%と人口増加率を大きく上回り、その結果1世帯当りの平均人員は2.86人となっており、核家族化の進展や単身世帯の増加がうかがえます。</p>	
<h3>3. 土地利用・産業</h3> <p>～先端技術と近代的な農業が共存しているまち～</p> <p>野洲市の土地は、全体の約40%が農地として利用されています。郊外には、ほ場整備が行き届いた優良農地が広がっており、この優良農地を生かした農業が営まれています。また、35%近くを山林などが占め、その大半は保安林となっていますが、一部の里山では林業も行われています。また、琵琶湖での漁業も営まれています。</p> <p>工業地域においては、情報通信技術関連の大手企業が立地しており、全国的にも第2次産業就業者の割合が高い状況となっています。</p> <p>商業事業所の数は県内市部平均に比べ低くなっています。</p> <p>また、市街地には閑静な住宅地が形成されています。</p>	<p>(3) 土地利用と産業</p> <p>先端技術と近代的な農業が共存しているまち</p> <p>～限られた資産・・・用途に応じた土地の有効利用～</p> <p>野洲市は、全体の約30%が農地として利用されています。郊外には、ほ場整備が行き届いた優良農地が広がっており、この優良農地を生かした農業が営まれています。また、全体の約15%を占める山林は、その大半が保安林となっていますが、一部の里山では林業も行われており、琵琶湖での漁業も営まれています。</p> <p>工業においては、交通の利便性や豊富な水の恵みなどから、各種製造業が展開するなかで、情報通信技術関連の大手企業が立地するなど、特にIT関連企業の集積が図られています。</p> <p>一方で、野洲市は近隣他市に比べて市街化区域として活用できる地域が少なく、計画的な土地利用が十分に図られていませんでした。</p> <p>そのため、市街地には閑静な住宅地が形成されているものの、その周辺では無秩序に農地が転用されたり、駅前などの中心市街地では土地の高度利用が図られていなかったりしており、用途に応じた有効活用が今後の課題といえます。</p> <p>また、新たな土地利用に際しては、排水対策や連続性のある道路ネットワーク整備などが課題となっています。</p>	<p>市域面積の修正によるデータ訂正と文言整理等。</p> <p>これまでの計画的な土地利用ができていなかったことへの反省と、中心市街地の土地利用状況について加筆。</p> <p>開発余力地域の課題提起。</p>
<h3>4. これまでのまちづくりへの取り組み</h3> <p>～「人権」と「環境」への取り組み～</p> <p>野洲市は、「人権」と「環境」を、ともに生命の基軸として認識し、まちづくりを進めてきたまちです。すべての施策を「人権」と「環境」の視点をもって推進してきました。</p> <p>人権尊重のまちづくりに向けた条例を合併当初から制定するとともに、「人権尊重のまち」として宣言を行うなど、関係施策の推進を総合行政のなかで機能的に進めてきました。すべての市民が差別を許さ</p>	<p>(4) まちづくりへの取り組み</p> <p>まちづくり基本条例の理念に沿った取り組み</p> <p>～それぞれの役割のなかで～</p> <p>野洲市では、「まちづくり基本条例」を制定し、この理念に基づいて、「人権」と「環境」の視点をもって施策を推進してきました。</p> <p>人権尊重のまちづくりに向けた条例を合併当初から制定するとともに、「人権尊重のまち」として宣言を行うなど、関係施策の推進を総合行政のなかで機能的に進めています。</p>	<p>文言を整理・要約して、簡略化。</p>

<p>ない行動を実践できる社会の実現をめざし、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消への取り組みを進めています。また、社会的弱者の視点に立った施策を推進し、障がい者や高齢者のための先駆的な施設の整備や、健康づくり、交通バリアフリー等の取り組みを進めることにより、市民の福祉の向上を図ってきたほか、生涯学習やスポーツなど、教育を通じた「人づくり」も積極的に推進してきました。</p> <p>一方、環境を保全・創造し管理していくため、「環境基本条例」の制定や「環境基本計画」の策定を行うなど、積極的な取り組みを市民とともに進めてきました。琵琶湖を守る運動や里山の保全・活用など地域の自然を守る取り組みは、市民の認識の高まりとともに定着しつつあります。さらに、地球温暖化防止のため太陽光発電やバイオマスエネルギーなどの新エネルギーの普及を図るとともに、省エネルギービジョンを策定し地域での省エネルギーの実践を推進するなど、CO₂などの温室効果ガスの排出量の20%削減を目指に取り組んでいます。また、地産地消と太陽光発電システムの設置を、地域通貨により、ともに推進する取り組みも始まっています。</p>	<p>一方、環境を保全・創造し管理していくため、「環境基本条例」の制定や「環境基本計画」の策定を行うなど、積極的な取り組みを市民とともに進めています。</p> <p>そして、「人権と環境」の理念の具現化に向けては、「協働」を手法としたまちづくりに取り組んできました。</p>	
<p>～協働への取り組み～</p> <p>野洲市では「人権と環境」の理念の具現化に向けて、「協働」を手法としたまちづくりに取り組んできました。この結果、公的サービスの担い手として活動している市民活動団体などの数は、福祉・子育て等各分野で300以上にのぼり、県下でも最高のレベルにあります。これらの活動をさらに支援するため、協働のマネジメントシステムとして「市民活動促進計画」を策定する等、「協働のまちづくり」を体系的に進めています。</p> <p>特に、福祉や環境などの分野では、市民活動と行政が連携した公的サービスの提供がすでに実践されており、行政と市民がまちづくりの課題を共有し、ともに取り組んでいく基盤ができ上がりつつあります。</p> <p>また、市内の7つの学区ごとにコミュニティセンターを設置してその運営を住民に任せるなど市民活動の拠点整備にも積極的に取り組んできたところです。</p>		
<p>5. 市民の意識</p> <p>～住み続けたいまち～</p> <p>合併時におけるアンケート調査（市民5,000人を対象）の結果によれば、多くの市民が山川・湖など、自然環境が豊かで、歴史・文化に恵まれたまちであると考えており、8割以上の市民がこれからも（または、できれば）野洲市に住み続けたいと考えています。</p>	<p>(削除)</p>	<p>アンケート実施時期から時間が経っており、状況の変化を考慮して、削除。</p>

また、同じアンケート調査によれば、まちづくりのキーワードとして「自然・環境」「健康・安全・安心」を挙げる人が多く、市が力を入れていくべき取り組みについても「山川・湖など自然環境の保全」のほか、福祉や保健・医療の充実を望む人が各年齢層で多い状況です。

これらのことから、市民の多くは、住み続けたいまちとして、自然環境の保全に留意したまちづくりや健康で安心して生活できる制度の充実を求めていると考えられ、この想いを施策に反映する必要があります。

現行計画	見直し案	備考
第4章 まちづくりの課題	2. 現状と課題	見出しの整理
1. 子育て・教育・人権 <p>年少人口の減少が進行しているなか、未来のまちづくりの主役である子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、児童虐待、引きこもり、いじめ等、複雑な問題が顕在化しています。子どもたちがのびのびと生活し、学力を身につけていくことができる場を保証していくことが必要です。また、核家族化の進行や都市化の進展により、人とひととの関わりが疎遠な社会になっており、さまざまな悩みや問題を内に抱え込んで孤立する親や家庭が見受けられます。</p> <p>こうした状況に加え、利便や利益を第一と考える混沌殺伐とした社会の風潮は、子どもや青少年自身の健全な育成に多様な影響を与えており、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。</p> <p>一方で、生活の物質的な成熟を経て、心の豊かさとうるおいのある生活に対する人々の志向は強まっており、団塊の世代がセカンドライフ（退職後の生活）に移行することなどにより、生涯学習やスポーツなど、市民の自己実現に対する要求が、より一層高度化多様化することが予想されます。</p> <p>21世紀のキーワードの一つである人権の尊重についても、人権問題に関する意識調査で、「わからない」や「無回答」を選択する人が増えているなど、いわゆる無関心層が拡大していることがうかがえるなかで、高齢者の虐待などといった新たな人権問題が発生しており、陰湿な部落差別事件も依然として後を絶たない状態です。</p> <p>またインターネット社会の成熟を受け、市民レベルでのボーダーレス化が進展しており、国際的な理解と協調に対する意識の醸成がますます求められています。</p> <p>さらに、性別にかかわりなく互いに理解し合い、社会の対等な構成員として責任も利益も分かれ合いながら自分らしくいきいきと生きることができる男女共同参画社会の実現が急務となっていますが、社会構造や制度の改善は十分に進んでいる状況とはいえません。</p>	<p>(1) 子育て・教育・人権</p> <p><子育て></p> <p>○未来のまちづくりの主役である子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、複雑な問題が顕在化しています。例えば、核家族化の進行や都市化の進展により、人と人の関わりが疎遠な社会になっており、規範意識や人権、命の尊厳に対する認識の希薄化や欠如などが大きな問題となっており、地域ぐるみで子どもを守り育てることが求められています。</p> <p>○地域社会の希薄化に伴い、さまざまな悩みや問題を内に抱え込んで孤立する親や家庭が見受けられるとともに、家庭や地域における教育力の低下が懸念されています。そのため、子どもたちがのびのびと生活し、「生きる力」や「思いやりの心」を育めるように、また「学ぶ力」を身につけていくことができるよう、総合的な切れ目のない子育て支援を推進していくことが必要です。</p> <p><教育></p> <p>○小学校では、特別支援教育や通常学級での特別な指導・支援の対象となる子どもたちが増えています。そのため、子どもたちの実態に即して、きめ細かな指導や支援を行うことが求められています。</p> <p>○小・中学校での不登校の子どもたちの人数が、全国平均を上回っており、別室登校などの不登校傾向にある子どもたちも多数認められます。不登校は誰にでも起こり得る問題として捉え、子どもたちへの理解と支援に取り組むことが求められます。</p> <p>○生活の物質的な成熟を経て、心の豊かさとうるおいのある生活に対する人々の志向は強まっており、生涯学習やスポーツなど、市民の自己実現に対する要求が、より一層高度化、多様化することへの対応が求められます。</p> <p><人権></p> <p>○人権の尊重については、これまで人権問題の解消に向けた様々な取</p>	箇条書きにして、文言の整理。

	<p>り組みが行われてきましたが、今なお社会には多くの人権問題が存在しており、社会環境の変化に伴う新たな人権問題も生じています。</p> <p>○インターネットの普及などにより、市民レベルでのグローバル化が進展しており、国際的な理解と協調に対する意識の醸成がますます求められています。</p> <p>○差別事件が後を絶たず、部落差別の解消や男女共同参画社会の実現をはじめ、あらゆる差別の撤廃をめざす取り組みを継続的に進めていく必要があります。</p>	
2. 福祉・生活・安全	<p>(2) 福祉・安全</p> <p><福祉></p> <p>○社会保障制度全般が疲弊し、そのあり方が大きな社会問題として取り上げられるなかで、国と地方がきちんと役割を分担し、持続可能な制度として見直していくことが求められています。</p> <p>○高齢化の状況は、全国平均より低いものの、今後も一層進行することが見込まれ、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、高齢者虐待等が課題となっています。</p> <p>○障がい者の介護や生活支援についても、社会参画を推し進めるため、就労支援などへの取り組みが課題となっています。</p> <p><安全></p> <p>○生活安全面では、各地で発生する大規模な地震が想定外の被害をもたらしているなかで、野洲市域においても琵琶湖西岸断層帯による直下型地震などの大きな被害が想定されています。また、市域の四方を山林、河川、琵琶湖に囲まれた本市は、浸水被害や土砂災害なども想定されており、これらの被害への対策が重要な課題となっています。</p> <p>○市民の防災意識は高まっていますが、基本となる地域の自主防災の組織化と、障がい者や高齢者といった災害発生時に弱い立場にある人々への対応が課題となっています。</p> <p>○子どもを狙った凶悪な犯罪が全国的に頻発している現状を受けて、地域ぐるみの対策が求められています。</p> <p>また、近年多発している高齢者をはじめとする消費者を対象とした犯罪の防止、食生活の安全など日常生活の安全性確保も課題となっています。</p>	箇条書きにして、文言の整理。 生活習慣病の予防等については、第7章の施策提案で検討。 「地域を中心とした介護支援や生きがいの創造、健康づくり対策などへの一層の取り組みが必要です。」は、第7章の施策提案で検討。 地震災害のほかに、洪水・土砂災害の危険を追加。

	<p>○近年多発している高齢者等の消費者を対象とした犯罪の防止、食生活の安全など日常生活の安全性確保も課題となっています。</p>	
3. 環境	<p>(3) 環境</p> <p>○豊かな自然と数多くの歴史的遺産を有する野洲市では、旧街道沿いの歴史的景観や、潤いのある自然景観などを保全することが必要です。これらの景観は、次世代に引き継ぐべき財産として、自然環境や歴史的遺産とともに計画的に保全・活用していくことが求められています。</p> <p>○市内の下水道普及率は99%以上達成していますが、生活排水や農業濁水の琵琶湖や河川などへの流入による水質汚濁は、現在も大きな課題となっています。</p> <p>○地球温暖化の問題に対しては、持続可能な大きな循環の中でのエネルギー再資源化について考える必要があります。また、廃棄物の処理についても、まずはゴミを減量し、出さないといった意識の醸成としくみづくりが求められます。</p>	箇条書きにして、文言の整理。 景観保全対策の遅れへの反省
4. 産業	<p>(4) 産業</p> <p>○農林水産業においては、兼業農家の増加や担い手の高齢化による後継者不足、脆弱な経営規模などが課題となっています。</p> <p>○工業については、情報通信技術関連の大手企業が市の基幹産業として地域経済を支えている状況にありますが、今後は地元企業との連携による地域経済の活性化を図ることや、新たな企業立地にも取り組むことなどが課題で、企業経営改善支援事業への取り組みをさらに進めていくことも必要です。</p> <p>○商業の振興については、経営の安定化と後継者の確保が課題となっています。</p> <p>○観光については、野洲市には年間約140万人の来訪者があり、観光資源も豊富ですが、多くの人の流れや地域資源を十分に生かしきれてない状況で、今後有機的な連携が求められます。</p>	箇条書きにして、文言の整理。 ものづくり経営交流センターを中心とした、新しい取り組みを追加

ない状況です。	○就労に関しては、高い失業率が続くなかで、就労の場の創設や求人情報とのマッチングなど、市民が安心して働くための支援体制の充実が課題となっています。	
<p>5. 都市基盤</p> <p>人々が集まり、まちを活性させる拠点の整備とともに、快適でうるおいのある市街地の形成に向けて、土地の有効利用が必要となっています。</p> <p>また、市民生活を支える道路網については、野洲川と日野川における道路橋梁の不足により、隣接市町と連携した幹線道路や広域幹線道路への接続が良好とはいえず、交通渋滞等の問題が発生しています。</p> <p>また、生活道路の整備とともに、安全に安心して利用できる道路や広場などの空間の創造が求められています。さらに、多くの市民が利用する公共交通については、鉄道駅など交通結節点の利便性の向上、バス交通の確保・充実などの課題があります。</p> <p>上下水道や都市公園など快適な生活を確保するための基盤は高い率で整備が進んでいますが、今後は適正な維持管理が必要とされています。また、快適性を求める市民の高いニーズに応えるため、環境保全に関する企業との協力関係の確立や仕組みづくりが必要となっています。</p>	<p>(5) 都市基盤</p> <p>○人々が集まり、まちを活性させる拠点の整備とともに、快適でうるおいのある市街地の形成に向けて、土地の有効利用が必要となっています。特に市内の中心市街地に駐車場などの低・未利用地が多いことから、今後景観に配慮しながらも、都市機能や市民活動拠点機能の集積など、高度土地利用に向けた取り組みや、新しい都市拠点整備に向けた検討が必要です。</p> <p>○市民生活を支える道路網については、連続性のある計画的な整備が進んでいないことや、本市が東西を河川にはさまられていることから、市外幹線道路等への接続が良好とはいえず、交通渋滞等の発生が課題となっています。</p> <p>○身近な生活道路については、整備が進むとともに渋滞からの迂回車両の流入などが問題になっており、安全に安心して利用できる道路空間の創造が求められています。</p> <p>○多くの市民が利用する公共交通については、市民が集まる鉄道駅など交通結節点の利便性の向上、バス交通の確保・充実などの課題があります。</p> <p>○上下水道をはじめ、快適な生活を確保するための基盤は、高い率で整備が進んでいますが、適正な維持管理を継続することが必要とされます。</p>	箇条書きにして、文言の整理。 野洲駅前を中心とした市街地エリアの土地の有効利用について課題提起。 計画的な市内幹線道路整備の遅れを追加。
<p>6. 市民活動・行政運営</p> <p>市内に活動する多くの市民活動団体の実態を的確に把握することにより、それぞれの団体が抱える問題点や課題を明らかにする必要があります。また、団塊の世代が2007年を機に、企業を退職し地域に帰ることが予測され、市民活動を支える大きな力となることが期待されていることから、こうした人々の参加を促す仕組みづくりが必要となっています。さらに、自治会などの地縁団体と市民活動団体の存在意義を正しく理解し、それぞれの役割分担を明確にしつつ、活動の</p>	<p>(6) 市民活動・行政運営</p> <p><市民活動></p> <p>○市内で活動する市民活動団体の実態を的確に把握し、それぞれの団体が抱える問題点や課題を明らかにする必要があります。</p> <p>○市民活動を支える原動力として期待されている、企業等を退職した市民に対して、参加を促す仕組みづくりが課題となっています。</p>	箇条書きにして、文言の整理。

<p>活性化を促す必要があります。</p> <p>市民参加の第一歩は行政との情報の共有であり、そのために、多様な情報提供手段を確保し、市民が自由に選択できる環境を整備することが求められています。今後は詳細な情報を求める市民に対し、知りたいことを知りたいときに提供でき、双方向で交流できるシステムの構築が望まれます。</p> <p>また、市民の意見を行政に反映するための仕組みづくりも必要とされています。</p> <p>市政の運営に関しては、地方自治体を取り巻く環境が厳しくなるなかで、行財政の効率化が求められています。また、まちづくりの多くを行政が主導して行ってきた従来の行政運営手法を改め、市民と行政の協働によるまちづくりを促進することにより、さまざまな地域課題にきめ細かく対応していく必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会などの地縁団体と市民活動団体の役割分担を明確にしながら、活動の活性化を促す必要があります。 ○市民参加の第一歩として行政との情報共有を図るため、市民が望む方法で、多彩な情報が入手できる環境を整備することが望されます。また、行政と市民が双方向で交流できるシステムの構築や、市民の意見を行政に反映するための仕組みづくりが必要とされています。 <p><行政運営></p> <ul style="list-style-type: none"> ○市政の運営に関しては、地方自治体を取り巻く環境が厳しくなるなかで、行財政の効率化が求められています。行政主導のまちづくりから、市民主体のまちづくりへの転換が求められています。 ○厳しい経済情勢のなかで安定的に市民サービスを提供していくために、事業の必要性や緊急性などを厳しく見極め、健全な財政運営につとめる必要があります。 	<p>健全な財政運営について加筆。</p>
--	---	-----------------------

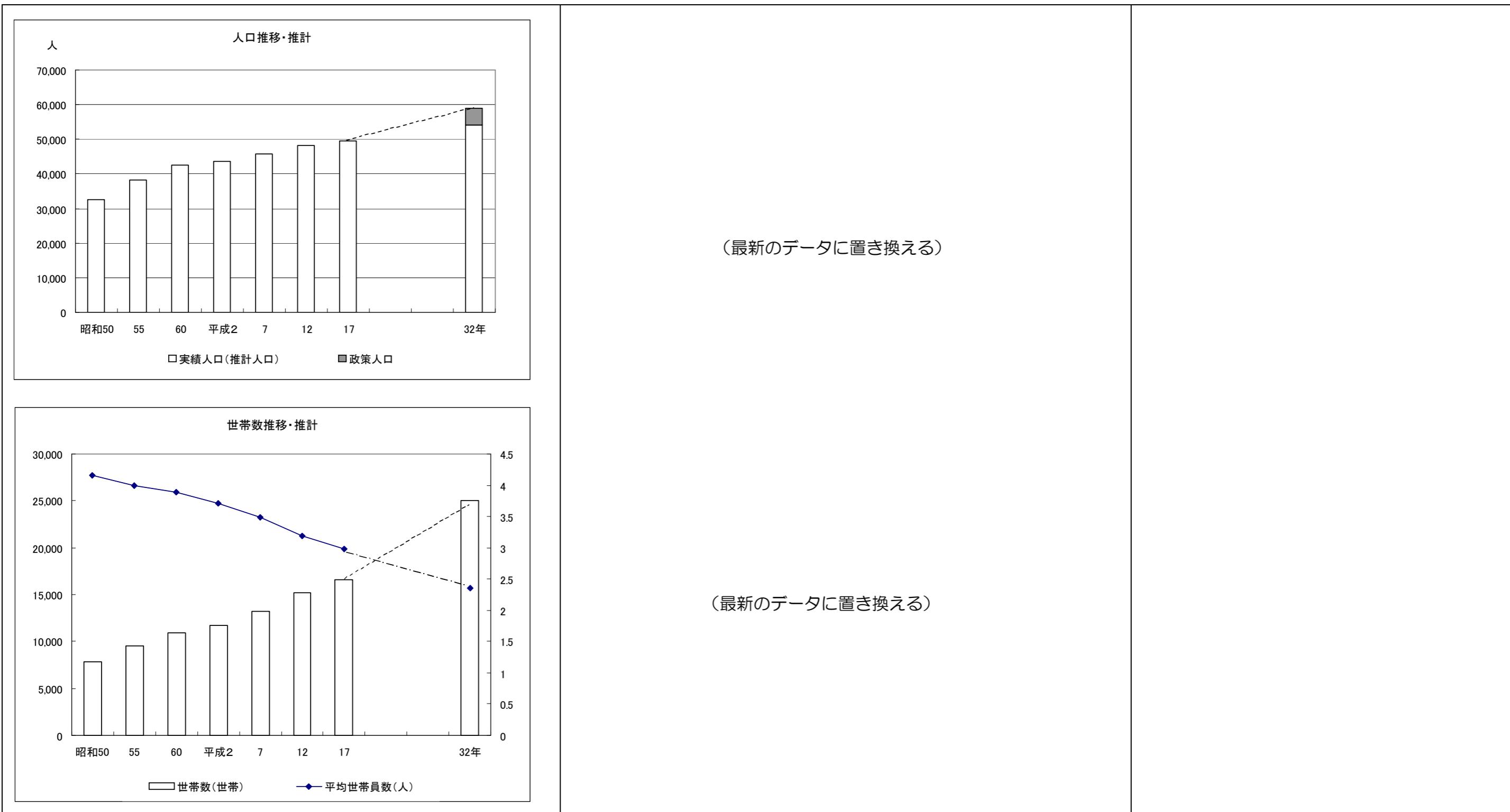
現行計画	見直し案	備 考
第5章 将来都市像～めざすべきまちの姿～	第4章 将来都市像～めざすべきまちの姿～	
<p>『豊かな自然と歴史に彩られ 人が奏でる ほほえみ・ときめき のまち』</p> <p>縁豊かな里山とさざなみが寄せる湖辺、ふるさとの川の流れ。広大な田園と歴史ある風土や街並み。</p> <p>豊かな自然と歴史、文化にはぐくまれた野洲市は、自らの手でまちづくりを実践する市民の力により、未来への大きな可能性を有して歩んでいます。</p> <p>この恵まれた環境を生かしながら、人の営みが調和し、世代を超えて誰もがほほえみに満ち、ときめき、躍動する「ほほえみ・ときめき」のまちを創造するものです。</p>	<p>1. めざすべき全体像</p> <p>『賑わいと安らぎのあるまち ～野洲の元気と安心をもっと～』</p> <p>豊かな自然環境や悠久の歴史の中で生まれ、育んできたまちは、その深い懐で人を育て、市民の活動がまちを発展させてきました。</p> <p>住み良いまちは、私たちの元気と安心の源です。野洲の元気と安心をもっと創るために、3つの基本方針に沿って賑わいと安らぎのあるまちづくりをめざします。</p>	現行計画での将来像は、旧2町の理念を引き継いだ格好だが、結果的に抽象的で具体的な姿をイメージしにくいことから、簡潔で客観的にイメージできる普遍的な将来像を提案し直し、旧町からの脱却を図る。
	<p>2. めざすべき地域像</p> <p>(市民懇談会や部会審議を踏まえて、今後提案していく)</p>	今後、市民懇談会等を経て提案していく。

現行計画	見直し案	備 考
第6章 まちづくりの基本理念	第5章 まちづくりの基本方針	
～「人権」と「環境」を土台に、 生きる意味が実感できる社会づくり～	<p>もっとのびのび自由に 誰もが自分らしく、輝きながら暮らせるまちに</p> <p>もっとわくわく楽しく 農・工・商の産業振興と自然の恵みを生かした活力あふれるまちに</p> <p>もっとしっかり安全・安心 ひとにも地球にもやさしい安心して暮らせるまちに</p>	<p>まちづくりの基本理念は、まちづくり基本条例の中に示されているので、これに委ねる。</p> <p>当初第7章で基本方針と基本目標を提示する予定だったが、将来像と理念の直下に位置する基本方針を第5章として独立させた。</p>
《「人権」と「環境」～生命の基軸～》 まちづくりの営みは、人とひととのきずな、そして人と自然の共生の上に成り立つものです。 市民一人ひとりがいきいきと生きる社会を実現するためには、すべての人が互いの人権を尊び合うことが大切です。この思いのもと、相互に助け合い、認め合い、実践につなげていくことにより、基本的人権が守られた住みよい野洲市が創造されると考えます。 また、地球環境は、人類を創造しはぐくんできた母体そのものです。それを守り尊ぶことは、われわれに課せられた責務であり、自らと、共に生きる仲間、そして子孫の生命や生活を守ることにつながります。地球的視点に立ってふるさとの山・川、母なる琵琶湖とそれらに根づいた地域の文化を見つめ直し、受け継いでいく活動は、野洲市に生きるわれわれに課せられた命題であり、何より愛し誇りえる野洲市を創造していくことであると考えます。 このように、人権の尊重と自然との共生は、ともに人類の普遍的な課題であり、市民、企業、行政が、このことを活動の基軸としてとらえ、持続ある発展につなげていくことが重要であると考えます。	野洲市まちづくり基本条例とまちづくりの理念を共有し、「人権の尊重」と「環境への配慮」の視点を大切にしながら、将来都市像の実現に向けて、3つの基本方針に沿ったまちづくりを進めます。	
《生きる意味の実感～協働～》 協働とは、市民、企業、行政が対等な関係に立ち、それぞれの主体的な活動を通じて、相互に補完しあいながらよりよいまちを創造していくこうとする社会の仕組みであり、野洲市の行政運営の基本的な手法として位置づけるものです。 野洲市は、すでに地域で始まっているこの取り組みを、貴重な財産		

としてとらえ、さらに発展させるために、制度を整え必要な支援を進めます。

協働を通して、地域に生きる人々が、その知恵や力を発揮するなかで、「生きる意味を実感」すると同時に、活力ある自主・自立の地域社会が実現できるものと考えます。

現行計画	見直し案	備 考																																																									
第8章 主要指標の見込みと計画	第6章 まちづくりの指標	現行の8章と9章を統合して新6章にまとめる。見出しの整理。																																																									
<p>1. 人口・世帯数</p> <p>平成17年の国勢調査に基づく人口は49,486人で、5年間の増加率は2.4%と県内の市町のなかでは依然高い水準にあります。全国的には人口減少時代に突入しましたが、野洲市においては、今後も交通利便性や住環境の優位性を背景に、京都、大阪の通勤圏として、人口が増加すると見込まれます。このため、平成32年における目標人口を59,000人と設定します。</p> <p>また、世帯数については、これまでの傾向や全国的なデータを踏まえ、引き続いて核家族化や単身世帯が増加するものと考えられ、平成32年における世帯数を25,000世帯と設定します。</p> <p>■人口・世帯・世帯員数の推移と推計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th colspan="3">総人口（人）</th> <th rowspan="2">世帯数 (世帯)</th> <th rowspan="2">平均 世帯員数 (人)</th> </tr> <tr> <th>実績人口 (推計人口)</th> <th>政策人口</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和50</td> <td>32,513</td> <td>****</td> <td>32,513</td> <td>7,841</td> <td>4.15</td> </tr> <tr> <td>55</td> <td>38,144</td> <td>****</td> <td>38,144</td> <td>9,539</td> <td>4.00</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>42,478</td> <td>****</td> <td>42,478</td> <td>10,920</td> <td>3.89</td> </tr> <tr> <td>平成2</td> <td>43,671</td> <td>****</td> <td>43,671</td> <td>11,765</td> <td>3.71</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>45,865</td> <td>****</td> <td>45,865</td> <td>13,190</td> <td>3.48</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>48,326</td> <td>****</td> <td>48,326</td> <td>15,170</td> <td>3.19</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>49,486</td> <td>****</td> <td>49,486</td> <td>16,589</td> <td>2.98</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>54,000</td> <td>5,000</td> <td>59,000</td> <td>25,000</td> <td>2.36</td> </tr> </tbody> </table> <p>※昭和50～平成17年までは国勢調査人口 ※平成32年総人口は、国勢調査をベースにしたコーホート要因法による推計値を基準とした推計人口+政策人口</p>	年 度	総人口（人）			世帯数 (世帯)	平均 世帯員数 (人)	実績人口 (推計人口)	政策人口	計	昭和50	32,513	****	32,513	7,841	4.15	55	38,144	****	38,144	9,539	4.00	60	42,478	****	42,478	10,920	3.89	平成2	43,671	****	43,671	11,765	3.71	7	45,865	****	45,865	13,190	3.48	12	48,326	****	48,326	15,170	3.19	17	49,486	****	49,486	16,589	2.98	32	54,000	5,000	59,000	25,000	2.36	<p>1. 人口フレーム</p> <p>(1) 人口・世帯数</p> <p>平成22年の国勢調査に基づく人口（速報値）は49,879人で、5年間の増加率は0.8%と前回の増加率2.4%から大きく後退しました。まだしばらくは微増が続くと見込まれますが、日本の総人口が減少に転じる見込みのなかで、野洲市においても近い将来人口が減少に転じることが予想されます。そのため、平成32年における見込み人口を●●●人と設定します</p> <p>一方世帯数については、17,454世帯で、人口増加を上回る5.2%の増加率となっています。そのため人口が減少に転じた後も、しばらくは増加を続ける見込みで、核家族化や単身世帯の増加が進展するものと予想されます。そのため、平成32年における見込み世帯数を●●●世帯と設定します。</p> <p>(最新のデータに置き換える)</p>	<p>最新の状況にデータ置き換えて、表記の見直し。</p> <p>平成32年の見込み人口と見込み世帯数は、見込みデータ確定後に記入。</p> <p>※課題 学区別的人口見込みを提示するかは、要検討。</p>
年 度		総人口（人）					世帯数 (世帯)	平均 世帯員数 (人)																																																			
	実績人口 (推計人口)	政策人口	計																																																								
昭和50	32,513	****	32,513	7,841	4.15																																																						
55	38,144	****	38,144	9,539	4.00																																																						
60	42,478	****	42,478	10,920	3.89																																																						
平成2	43,671	****	43,671	11,765	3.71																																																						
7	45,865	****	45,865	13,190	3.48																																																						
12	48,326	****	48,326	15,170	3.19																																																						
17	49,486	****	49,486	16,589	2.98																																																						
32	54,000	5,000	59,000	25,000	2.36																																																						



3. 産業・生産の現状

野洲市の産業を表す指標として、工業製造品出荷額等および農業に係る各指数をみると、まず、工業製造品出荷額等については、過去においては着実に増加する傾向がみられましたが、主力企業の出荷動向などにより、近年は減少傾向がみられます。今後、計画期間中に高い成長を見込むには、設備投資など産業活動の継続的な拡大を促進することが必要と考えられます。

(表・グラフ省略)

削除

産業・生産の状況については、特に将来指標を示しているものではないので、削除した。

現行計画	見直し案	備 考
第9章 土地利用基本構想		現行の8章と9章を統合して新6章にまとめる。 見出しの整理。
1. 土地利用の基本理念 <p>野洲市の土地は、市民生活や市域における社会経済活動等の共通の基盤であり、現在および将来における限られた資源です。このため、公共の福祉を優先させ、「人権」と「環境」を基軸に、地域の自然条件や社会経済条件および歴史文化的条件等に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と持続的な均衡ある発展を図ることを、土地の利用の基本理念とします。</p> <p>この基本理念に基づき、市民参加と協働により、適切な土地の利用や活用を進め、道路、公園等の都市基盤施設の整備や、琵琶湖沿岸、野洲川、三上山等の美しい自然環境・景観との調和、そして、災害に強いまちづくりをめざします。</p>	2. 土地利用の方向性 <p>(1) 土地利用の基本方針</p> <p>土地は、市民生活や市域における社会経済活動等の共通の基盤であり、現在および将来における限られた資源です。そのため、以下の方針により、自然環境や景観との調和などに配慮しつつ、健康で文化的な生活環境の確保と持続的な均衡ある発展を図ります。</p> <p>①コンパクトな都市空間の形成</p> <p>野洲市における人口増加のペースはゆるやかになっています。国全体の人口が減少傾向にある中で、今後の人口増加は見込みにくい状況にあります。</p> <p>一方で、市街地の無秩序な拡大は、社会基盤の整備やごみの収集など、行政に関する様々なコストを増大させる要因にもなり、また、地球温暖化防止の観点からも課題があります。</p> <p>このような土地需要の背景となる状況や社会経済潮流を踏まえ、計画期間においては、市街地における土地の高度利用による都市機能の集約など、できるだけコンパクトな都市空間の形成を図り、メリハリの効いた秩序ある土地利用を行います。</p> <p>②土地利用機能の向上</p> <p>コンパクトな都市空間の形成を図る一方で、それぞれの土地における機能の向上を図ります。すなわち、森林が持つ環境保全機能等の向上や、良好な農地の形成、快適な住環境の整備や、機能的な市街地の実現など、それぞれの利用形態における土地の機能の向上を図ります。</p> <p>③課題の解決にあたっての配慮</p> <p>都市部における土地利用の高度化や、農山漁村部における農用地および森林の有効利用、低・未利用地の利用促進等については、都市的な土地利用と自然的な土地利用の適正な配置と組み合わせに配慮し、地域の自然的・社会的特性を踏まえたことにより、調和の取れた適切な土地利用を進めます。</p>	前段部分は、全体を要約し簡潔に整理。 土地利用のイメージについては、ゾーニングを取り入れた。
2. 土地利用をめぐる基本的条件の変化 <p>ア 土地利用の現状</p> <p>市域においては、平成7年から平成16年の10年間に市域の約1.8%にあたる110haが農業的土地利用から都市的土地利用等へと転換がされました。</p> <p>平成16年における土地利用の状況は、農用地39.5% (2,430ha)、森林20.6% (1,267ha)、水面・河川・水路8.8% (539ha)、道路7.4% (452ha)、宅地13.8% (849ha)、その他9.9% (608ha)となっています。</p> <p>イ 土地利用をめぐる基本的条件の変化</p> <p>今後の土地利用を計画するにあたっては、土地利用をめぐる次のような基本的な条件の変化を考慮する必要があります。</p> <p>1) 野洲市は、大都市近郊に位置する恵まれた立地条件や、高い交通利便性等により、今後とも市街地の拡大と都市機能の集積が見込まれます。このため、農用地や森林等の環境と都市的な土地利用との調和を図る必要があります。</p> <p>2) 人々の価値観の多様化や少子化・高齢化の進行等の社会情勢の変化から、市街地等においては、利便性のみではなく複合的な都市</p>		

機能や、健康・福祉機能の充実、美しい自然や景観の確保、ゆとりがあり安心できる高い快適性が求められています。

3. 計画期間中における課題と土地利用の基本方針

計画期間における土地利用にあたっては、土地が有する課題を十分に考慮しながら限られた資源であることを前提として、土地の有効な利用に努める必要があります。

土地利用の転換においては、土地の公共性にかんがみ、その利用目的に応じた区分ごとの需要に基づいた量的調整を行うとともに、土地利用の質的向上を総合的かつ計画的に図ります。

ア 土地需要の量的調整

土地需要の量的な調整に関して、増加する都市的土地利用については、中心市街地等において土地の高度利用を図るとともに、周辺の森林、農用地との調和に配慮して、計画的な新市街地の形成を図ります。

農用地を含む自然的土地利用については、生態系、水資源および景観に十分配慮しつつ、農林漁業の生産活動とゆとりある居住環境の調和をめざした適正な保全を図ります。

森林、農用地、宅地等相互の土地利用の転換については、その可逆性が容易に得られないことや、生態系をはじめとする自然環境に与える影響等をかんがみ、慎重な配慮のもとで計画的に誘導します。特に、琵琶湖の保全に重要な湖辺の自然的土地利用や集水域の森林の転換は、このような配慮を最大限尊重することを基本として対処します。

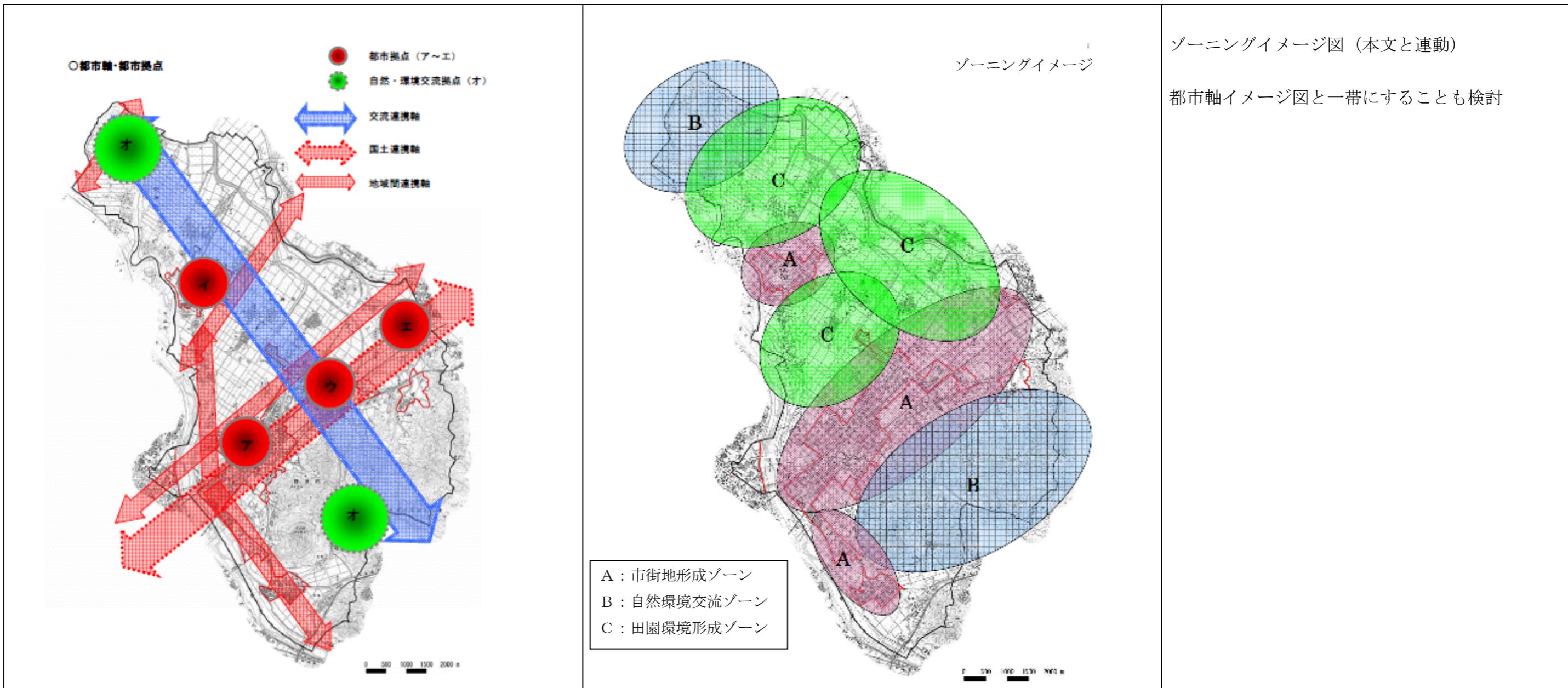
また、保全する区域と開発する区域を、社会経済情勢や地域の実情に応じて明確に区分し、自然環境の保全と快適な市民生活、活力ある都市活動が共生するよう調整を図ります。

イ 土地利用の質的向上

土地利用の質的向上に関しては、災害に対しての安全性を高めるとともに、健康で文化的な生活に資するよう快適性を高めます。このため、森林のもつ土地保全機能の維持増進を基本とし、生態系保全、水資源かん養等の機能を考慮して、森林の適正な保育管理を図ります。また、都市化の進行等に伴い、災害によって被害を受ける可能性のある地域についてはそれぞれの地域に応じた安全性の向上等を図ります。さらに、複合的な都市機能を備えるとともに、琵琶湖や里山等の自然や風土と共生することに配慮しつつ、やすらぎとうるおいを感じる景観の形成を図ります。

ウ 課題の実現にあたっての配慮 都市部における土地利用の高度化、農山漁村部における農用地および森林の有効利用、両地域を通じた低・未利用地の利用促進を図るとともに、都市的土地利用と自然的土地利用の適正な配置と組み合わせにより調和の取れた土地利用を進めるなど、地域の自然的・社会的特性を踏まえたうえで、土地の有効かつ適切な利用に配慮します。		
4. 都市軸の形成 ア 市民生活の広域化や交流人口の増加を視野に入れ、より広域的な地域間の連携軸としてJR琵琶湖線や国道8号を中心とする「国土連携軸」の充実をめざします。 イ 周辺市町との連携強化に向けて、大津能登川長浜線や大津湖南幹線、近江八幡守山線、野洲甲西線などの県道を中心として、「国土連携軸」の機能を補完・強化する「地域間連携軸」の充実をめざします。 ウ 市の南北に位置する市街地の間や各拠点間の交流など、地域内交流の促進をめざし、野洲中主線や辻町小比江線などを中心とした「交流連携軸」の形成を図ります。	削除	都市軸の形成については、概念が曖昧で、「土地利用」の観点からもずれているので、面的な考え方を集約していく。

<p>5. 拠点別整備方針</p> <p>ア 都市拠点 JR野洲駅周辺地域は、市を代表する拠点として、行政機能、居住機能、商業機能などの高度化を進めます。また、駅へのスムーズな交通アクセスを図り、調和のとれた拠点づくりを進めます。</p> <p>イ 副都市拠点 吉地・西河原地区の市街地は、市北部の中心となる副都市拠点と位置づけます。この一帯については、ゆとりと趣きを保ちつつ、多機能な拠点として発展を促すとともに、周辺に新市街地の拡大を進めます。</p> <p>ウ 情報交流・創造拠点（副都市拠点） 環境に配慮した持続可能なまちづくりを行うため、東西方向の国土連携軸と南北方向の交流連携軸が交わる地域を、市民・企業・行政の交流・連携による情報交流・創造の拠点として整備します。また、さまざまな市民サービスの拠点として、新駅の設置など戦略的に拠点整備を行うものであり、また、都市拠点を補完する副都市拠点とします。</p> <p>エ 東部交通拠点 JR篠原駅を中心とした地域では、周辺に新市街地の拡大を進めます。また、アクセスの整備を図ることなどにより、既存の住居機能・商業機能の向上を進めるとともに工業基盤の強化につなげます。</p> <p>オ 自然・環境交流拠点 琵琶湖岸地域の中心に位置する県営湖岸緑地周辺と、市南部の森林エリアの核となる滋賀県希望が丘文化公園周辺を、自然・環境交流拠点と位置づけ、エリア全体の保全に努めるとともに、拠点を中心の人とひと、自然と人が交流しあう場としての整備、活用を推進します。</p>	<p>(2) ゾーン別整備方針</p> <p>A：市街地形成ゾーン JR琵琶湖線沿線の市街化が進んだエリアにおいては、商業、行政、居住、産業等の諸機能が効果的に整えられた都市機能形成ゾーンとして整備を進めます。 特に、野洲駅周辺を南部地域中心市街地として、行政機能、居住機能、商業機能のほか、文化・交流機能の充実を図り、市の魅力が発信される中心地として整備を図ります。 また、吉地・西河原地区周辺においては、北部地域中心市街地として、ゆとりを保ちつつ住民の快適な生活に必要な機能の充実を図ります。 さらに、将来的には篠原駅の周辺や野洲駅～篠原駅間の新駅設置を想定した、新たな地域拠点創出への基盤整備に向けて準備を進めます。</p> <p>B：自然環境交流ゾーン 市北部の琵琶湖岸に沿った地域と、市南部に広がる森林エリアを自然環境交流ゾーンとし、自然とのふれあいや水源の涵養、生物多様性の保全など、自然が持つ様々な機能の保全・充実を図ります。 そして、自然との共生を図りながら、市民が安らぐ場として、また市外から訪れる人たちとの交流の場としての機能を充実します。</p> <p>C：田園環境形成ゾーン 市北部に広がる美しい田園環境を保全し、農業振興地域が持つ本来の機能を保持する一方で、市内移動の利便性や景観にも配慮した整備を進め、そこに暮らす市民や訪れる人々がうるおいと安らぎを感じながら、みんながいきいきと輝くゾーンを形成します。</p>	<p>ゾーン別の整備方針を新たに提案。 「拠点」という概念を少し和らげて、「ゾーン」の概念を取り入れた。「都市」に対する「副都市」の概念や求めるものが曖昧なので、一般的な用語に置き換える。 今はまだ確定ではなく、部会や市民懇談会の意見なども取り入れながら、審議会終盤において確定していく。 篠原駅周辺や祇王新駅については、将来の可能性を残しながら、道路整備や排水対策といった基盤整備が追いついていない課題を提起。 自然環境の保全を推進する地域においては、自然とのふれあい、自然の持つ機能の保全、市民の安らぎ、市外からの来訪者との交流といったことをテーマに集約。 農業振興地域においては、田園本来の機能を保持しながら、利便性や景観にも配慮し、生活者や来訪者がいきいきと輝けることをテーマに集約。</p>
---	--	--



総合計画見直し（草案）新旧比較表

<草案・第7章（現行基本構想・第7章）>

現行計画	見直し案	備 考
第7章 まちづくりの基本目標	第7章 まちづくりの基本目標	
<p>1. 豊かな人間性をはぐくむまち 2. 人々が支え合う安心なまち 3. 美しい風土を守り育てるまち 4. 地域を支える活力を生むまち 5. うるおいとにぎわいのある快適なまち 6. 市民と行政がともにつくるまち</p>	(部会審議に向けて取りまとめ中)	

総合計画見直し（草案）新旧比較表

<草案・第8章（現行基本構想・第10章）>

現行計画	見直し案	備 考
第10章 計画の進捗管理の方法について	第10章 計画の進捗管理の方法について	
	(審議会終盤に提案)	